#### あおもり家畜衛生情報 No.5 今和3年7月

- ★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所
- ★東青地区家畜衛生推進協議会



## 死亡牛の速やかな処理について

これからの暑い時期は、死亡牛の腐敗が早く進みます。 保冷施設への死体搬入が遅れると、牛舎内の衛生環境 が悪化するだけでなく、BSE検査に支障をきたします ので、速やかに輸送業者に連絡してください。

#### 96か月齢以上の牛が死亡したら

- 1 家畜保健衛生所への届出(電話または「死亡牛届出書」の提出) 「BSE 対策特別措置法」に基づき、所有者または検案した獣医師が届出を 行います。
- 2 (独)家畜改良センターへの異動報告

死亡報告を行ってください。

(TEL:0248-48-0596) 牛トレーサビリティ制度による個体識別番号(耳標の10桁番号)の

3 輸送業者・化製業者へ死体処理の依頼

((有) 青和 TEL: 0176-56-4881)

BSE 検査で陰性確認後、適正に処理を行います。輸送業者には、死亡牛整理票を提出してください。

- ◎家畜の死体は産業廃棄物であり、適正な処理は所有者の義務です
- ◎96か月齢未満の牛が死亡した場合も、**法令を守って適正な処理 が必要です** 
  - ★自己所有地であっても死亡した家畜を埋めることや放置する ことは法律違反※ (不法投棄) です
  - ※「化製場等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」参照

# △死亡牛を搬出する際にご確認ください

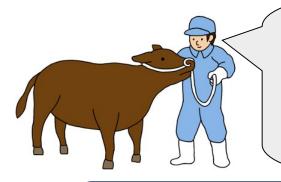
## (BSE検査対象の牛ですか?)

平成31年4月1日からBSE検査を受ける牛の月齢が変更になりました。これに伴い、家保への死亡牛の届出が必要な月齢も変更になっています。

通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが

# 48か月齢以上96か月未満でも 検査が必要な牛は以下のとおりです

- 1 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と診断されたもの (関節炎や蹄病、骨折などが歩行起立困難の理由であるものを除く)
  - (例)低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頚髄症、 変形性脊椎症、脳軟化症、脳神経麻痺、その他末梢神経麻痺など
- 2 家畜伝染病や届出伝染病にかかっている死亡牛
  - (例)"牛伝染性リンパ腫"、牛ウイルス性下痢粘膜病、アカバネ病、気腫疽、 破傷風などの届出伝染病



### 近年、増加傾向にある

「牛伝染性リンパ腫」と診断された牛は、48ヶ月齢以上がBSE検査対象 になりますので、ご注意ください。

不明な場合は、青森家畜保健衛生所に確認ください。

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474